

警察公論第 81 巻第 8 号付録「一問一答 2027 法学&実務」お詫びと訂正

本書の下記の箇所について以下のとおり訂正し、深くお詫びいたします。

【p30 憲法 043】

正誤に誤植がございました。

043	予算案の議決については、衆議院の優越が認められており、衆議院の先議権も認められている。	予算案については、議決についての衆議院の優越のみならず、衆議院の先議権も認められている（憲法 60 条）。なお、衆議院に先議権が認められているのは予算案のみである。	○
-----	---	--	---

【p52 刑法 058】

刑法 058、059 の問題が同一でしたので、058 を以下の問題に差し替えます。

058	保護責任者遺棄罪の行為には「遺棄」と「不保護」があるところ、「遺棄」には場所的移転を伴わない置去りは含まれず、「不保護」とは、同居しながら生活に必要な保護をしないことをいう。	「置去りは含まれず」は誤り。保護責任者遺棄罪（刑法 218 条）の遺棄は、単純遺棄罪（刑法 217 条）の場合と異なり、移置だけでなく置去りを含む。また、不保護は、保護義務のある者が不作為で生存に必要な保護をしないことである。	×
-----	---	---	---

【p65 刑事訴訟法 032】

正誤に誤植がございました。

032	軽微事件に当たる罪であるかどうかの判断は、逮捕時の罪名の法定刑を基準とし、幫助犯の場合には、正犯の法定刑を基準とする。	枝文のとおり。軽微事件とは、30 万円（刑法、暴力行為等処罰に関する法律及び経済関係罰則の整備に関する法律の罪以外の罪については、当分の間、2 万円）以下の罰金、拘留又は科料に当たる罪をいう（刑訴法 217 条）。	○
-----	---	---	---

【p69 刑事訴訟法 053】

正誤に誤植がございました。

053	令状による搜索・差押えについては、捜査上必要があるときは、被疑者をこれに立ち合わせることができる。	刑訴法 222 条 6 項、犯捜規 144 条 1 項。なお、被疑者立会いの必要性の判断は捜査機関に委ねられており、また、身体不拘束の被疑者については立会いを強制する方法はない。	○
-----	---	---	---

【p70 刑事訴訟法 058】

「逮捕又は勾留されている場合を除いて」が出頭・退去のみに係る点を明確化します。

058	捜査機関に鑑定を囑託された者は、その鑑定を拒否することができる。	刑訴法 223 条 2 項は同法 198 条 1 項ただし書を準用しており、被疑者以外の者についても、逮捕又は勾留されている場合を除いて、出頭を拒み又は出頭後いつでも退去することができる。もつとも、同 223 条 1 項の囑託はそれ自体が任意処分であって応諾義務を課すものではないから、身柄拘束の有無を問わず鑑定を拒否することができる。	○
-----	----------------------------------	--	---

【p72 刑事訴訟法 074】

正誤に誤植がございました。

074	事実の認定は証拠によることが刑訴法上明記されている。	刑訴法 317 条は、犯罪事実及び量刑上重要な事実を認定するには、証拠によらなければならないとする大原則を示している。	○
-----	----------------------------	---	---

【p149 サイバー004】

サイバーエスピオナージの定義に誤りがございました。

004	サイバーエスピオナージとは、重要インフラの基幹システムを機能不全に陥れ、社会の機能を麻痺させるサイバーテロや情報通信技術を用いて政府機関や先端技術を有する企業から機密情報を窃取するものである。	サイバーエスピオナージ事案は、世界的規模で発生している。	○
-----	--	------------------------------	---